国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令　和　７　年　６　月　２４　日
道路局自転車活用推進本部事務局

次期「自転車活用推進計画」策定に向けてアンケートに着手

～アンケートの回答にご協力お願いします～

「自転車活用推進計画（計画期間：2021 年度～2025 年度）」の次期計画の策定に向けた検討のため、広く国民の皆様から自転車の活用を推進する上での課題や取り組むべき事項等について、ご意見を伺います。

１．　実施期間
令和７年６月 24 日（火）～令和７年７月 31 日（木）

２．　方　　法
インターネットによるアンケート調査
＜アンケートページ URL＞
https://questant.jp/q/1VM04P50

アンケートページ
ＱＲコード

３．　内　　容
・自転車の利用に関する事項
・自転車の活用を推進する上での課題や取り組むべき事項等
（設問は 18 問で、３分程度で回答できます）

４．　その他
ご意見は、自転車の活用推進に向けた有識者会議の資料をはじめ、次期計画の検討に活用いたします。
現計画における取組状況等については、下記ホームページをご参照ください。
＜令和６年度第１回自転車の活用推進に向けた有識者会議＞
https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/bicycle-up/giji15.html

【問い合わせ先】
国土交通省道路局自転車活用推進本部事務局　太田、真野
電話　代表：03-5253-8111（内線 38-128）
直通：03-5253-8497

自転車活用推進本部

自転車の活用推進に向けて アンケート調査を行います

GOOD CYCLE JAPAN

2025年度に計画期間の最終年度を迎える「自転車活用推進計画」の次期計画の策定に向けて、自転車の活用を推進する上での課題や取り組むべき事項等について、広く国民の皆様からの意見をお伺いするため、WEBアンケートを実施します。

アンケート調査の回答期間

2025年

6/24（火）～ 7/31（木）

回答フォームへのアクセス方法

自転車活用推進本部

https://questant.jp/q/1VMO4P5O

【参考】現行の「自転車活用推進計画」(2021.5.28 閣議決定) の概要

1. 総論

（１）自転車活用推進計画の位置付け

自転車活用推進法に基づき策定する**法定計画**であり、
我が**国の自転車の活用の推進に関する基本計画**

（２）計画期間：**2021年度～2025年度**

（３）自転車を巡る現状及び課題 (社会情勢の変化等)

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

法の目的や基本理念を踏まえ、**４つの目標**を掲げ、目標達成のための**２２の施策**を定める。

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

施策の着実な実施のための、計画期間中に**講ずべき措置**を定める。

<目標>	<施策>	<措置>
目標１：自転車交通の役割拡大による良好な**都市環境**の形成	①地方公共団体における**計画策定**・取組実施の促進 ②自転車**通行空間**の計画的な整備 ③路外**駐車場**等の整備や違法**駐車取締り**の推進等 ④**シェアサイクル**の普及促進 ⑤地域のニーズに応じた**駐輪場**の整備推進 ⑥**情報通信技術**の活用の推進 ⑦**生活道路**での道路交通の抑制や**無電柱化**と合わせた取組の実施	具体的な措置
目標２：サイクルスポーツの振興等による活力ある**健康**長寿社会の実現	⑧国際規格に合致した**自転車競技施設**の整備促進 ⑨**公道や公園**等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出 ⑩自転車を活用した健康づくりに関する**広報啓発**の推進 ⑪**自転車通勤**等の促進	
目標３：サイクルツーリズムの推進による**観光**立国の実現	⑫**国際会議**や国際的な**サイクリング大会**等の誘致 ⑬走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇る**サイクリング環境**の創出	
目標４：自転車事故のない**安全で安心**な社会の実現	⑭高い**安全性を備えた自転車**の普及促進 ⑮**多様な自転車**の開発・普及 ⑯自転車の**点検整備**を促進するための広報啓発等の促進 ⑰交通安全意識の向上に資する**広報啓発**活動や**指導・取締り**の重点的な実施 ⑱**学校**における**交通安全教室**の開催等の推進 ⑲地方公共団体における**計画策定**・取組実施の促進 ⑳自転車**通行空間**の計画的な整備 ㉑**災害時**における自転車の活用の推進 ㉒**損害賠償責任保険**等への加入促進	

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

・関係者の連携・協力（自転車活用推進本部の下、関係府省庁が緊密に連携） ・計画のフォローアップと見直し ・調査・研究、広報活動 等

国土交通省 道路局 自転車活用推進本部事務局

https://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/index.html

自転車活用推進本部